

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名 <u> </u> 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 都市計画税 ）		
要望 項目名	居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出のため、官民一体となってまちなかの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の課税標準額の軽減措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 公共空間の拡大を図るために敷地を公共施設等の用に供した場合の課税の特例 道路、広場等の公共施設等の用に供されている土地の課税標準額を5年間1/2に軽減 【固定資産税・都市計画税】</p> <p>② 公共施設との一体性を高め、まちの魅力向上に資する建物低層部・敷地の改修等に係る課税の特例 改修後の家屋（原則として1階部分）及び償却資産の課税標準額を5年間1/2に軽減 【固定資産税・都市計画税】</p> <p>(対象地域) 市町村が都市再生特別措置法 § 46 に規定する都市再生整備計画の区域内に設定する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））</p> <p>(適用要件) 令和5年3月31日までの間に、都市再生特別措置法に規定するまちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度に基づき、行政による公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の土地所有者等が公共空間として活用するために開放した敷地や、公共施設との一体性を高めるために改修した建物低層部等について、特例措置を適用。</p> <p>(対象施設)</p> <p>① 公共施設等（街路、広場等）として開放した土地</p> <p>② 公共施設との一体性を高めるために設置した償却資産（ウッドデッキ、ベンチ等）及び改修した家屋（ガラス張り化等）</p>		
関係条文	都市再生特別措置法 § 46		
減収 見込額	[初年度] - (-) [改正増減収額] -	[平年度] ▲24 (-)	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出することで、まちの魅力向上・活性化を図り、都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市再生の取組をさらに進化させるには 多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出が必要。</p> <p>このためには、行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有施設等についても一体的に公共空間として活用し、官民一体となって、魅力的な公共空間への転換・確保を進めることが重要。</p> <p>しかしながら、公共空間の提供自体は、まち全体の魅力向上・活性化には資するものの、それ単体では収益を生まないことに加え、まちの魅力を高めるための施設の改修は、一般的に、初期投資に加え、維持管理費が従前に増して発生することが見込まれ、必ずしも経済合理性にそぐわないものである。</p> <p>このため、公共施設と一体となって利活用するための民間所有敷地の開放・施設の改修等について特例措置を講じ、公共空間の拡大及び質の向上を推進。</p> <p>(成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（令和元年6月21日 閣議決定）等に位置付け)</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	市町村が設定する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））における民地内の都市利便増進施設の面積が増加した地区を令和4年度末までに6地域とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	市町村が設定する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））における民地内の都市利便増進施設の面積が増加した地区を令和4年度末までに6地域とする。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	本特例措置の適用期間中、各年度2地域において各3件の特例措置の適用があるものと想定する。 なお、市町村が「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））における官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組を推進する新たな制度に基づき、土地建物所有者等により開放・改修等を行う民地・施設等のみを対象とするもの。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることで、上記区域内において、官民一体となってまちの魅力向上を図るための新たな制度に基づき、民地の開放・施設の改修等を行う地権者等に対し、一定の権利の制限及び追加コスト発生に見合うインセンティブを与えることにより、公共空間の拡大・質の向上を図り、もって都市の再生を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	まちなかりノベーション推進事業（令和2年度予算概算要求1.5億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例措置は、市町村が設定する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））において、行政による公共施設の改修・利活用と併せて行われる民間所有敷地の開放・施設の改修等をした場合のみに対象が限定される。主にランニングコストの軽減に寄与し、自己の所有資産を超えたエリア一体での価値向上という公益の増進に継続的に取り組むインセンティブを与えるものであり、イニシャルコストを対象とする予算措置とは、明確な役割分担がなされている。また、当該予算措置は社会資本整備総合交付金で自治体向け、個別補助で準公共団体（UR等）向け支援を予定している。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、市町村が設定する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」への転換を図るべき区域（滞在者等快適性等向上区域（仮称））において、地権者等が所有する部分の固定資産税等の負担を軽減することを目的として、まちの魅力向上のため、官民一体となった公共空間の拡大・質の向上への取組に限定して適用されるものであり、政策目的の達成のための的確かつ必要最低限の措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—